38年度国保予算

いれ歯の給付制限てっ廃

―給付内容を充実―

昭和三十八年度の重点をうため、正むを得ず、給付の対象より除外して参ります。次に

★「助産費・葬祭費を二〇〇〇円に引上げた」

昭和三十七年十二月二日以降分の一定金額が交付されることになり財政的にて工入れが講ぜられましたので、産または死亡における被保険者世帯の支出に対して、少しでも多く支給してお助けしたいとの考えからです。

★「世帯主の医療に対する七割給付（十月から）」

さらに進んで

★「世帯主の医療に対する七割給付（十月から）」

特に低所得層等の世帯の主たる所得者である世帯主が疾病のため当然起り得る所得の減少、それはともなう社会的信用の失墜に対し、これを防止することにより、これを防止することが主眼であり、得策世帯員も含む全被保険者についてはおりましたが、相当多額の費用を要し、保険料の大幅増額をともなうため、正むを得ず、給付の対象より除外して参ります。これらの給付改善を含めた、

★「財政状況」

であります。前年度上半期分を見ますと、前年度上半期分で約二億円の増額となり、この内前記の給付改善、その他一七十六万円程増額となり、この内、前年度の交付金が、大幅に増額されました。

被保険者を基盤とする国保事業の主体は、被保険者の健康保険の適用を受けられる保険給付費（療養費）、出産育児一時金、葬祭費、助産費、傷病手当金等の増高は七百三十三万円程増額となり、この内、前年度の交付金が、大幅に増額されました。